

2021年の診療日数計画

月	無休	祝日	日	祝・日	祝・日 月	祝・日 火	祝・日 水	祝・日 木	祝・日 金	祝・日 土	日程 検討
1月	31	29	26	24	21	20	20	20	20	19	年始
2月	28	26	24	22	18	19	18	19	18	18	
3月	31	30	27	26	21	21	21	22	22	23	
4月	30	29	26	25	21	21	21	21	20	21	4・5月連休
5月	31	28	26	23	19	20	20	19	19	18	4・5月連休
6月	30	30	26	26	22	21	21	22	22	22	
7月	31	30	27	26	23	22	22	21	21	21	リビッ
8月	31	30	26	25	20	20	22	21	21	21	リビッ
9月	30	28	26	24	21	20	19	20	20	20	
10月	31	30	26	25	22	21	21	21	20	20	
11月	30	28	26	24	19	20	21	20	20	20	
12月	31	31	27	27	23	23	22	22	22	23	年末
2021年合計	365	349	313	297	250	248	248	248	245	246	
2020年合計	366	348	316	298	252	250	248	246	248	246	
前年増減	-1	1	-3	-1	-2	-2	0	2	-3	0	
2021年月平均	30.4	29.1	26.1	24.8	20.8	20.7	20.7	20.7	20.4	20.5	
2020年月平均	30.5	29.0	26.3	24.8	21.0	20.8	20.7	20.5	20.7	20.5	

(注) 上記日数はカレンダー通りによる集計です

コロナ禍にて計画が立てにくい状況ですが、診療日数が患者数の基本となりますので、自医院の計画を立てることをお勧めいたします。

2021年は2020年と比較して3連休以上の連休の回数は減少していますが、オリンピックの予定もありますので、その点も考慮して日程計画をご検討下さい。

年末・年始休業のお知らせ

年末・年始休業期間

2020年12月29日(火)から2021年1月3日(日)
2021年1月4日(月)から通常営業いたします

良いお年をお迎え下さい

歯科会計

2021年歯科経営のポイント

コロナ禍の節税対策と資金対策

新型コロナウイルスのおさまりが見えない現状での2021年歯科経営のポイントを検討します。

ポイントは

1. 保険収入の回復（2019年レベルまで）
2. コロナ支援融資金の処理
3. コロナ禍での節税対策

単位：万円/月

番号	科目	2019年	比率	2020年	2021年	前年 比率	借入 返済	増減	前年 比率
1	診療収入	500	100%	475	500	105%	541	66	114%
2	材料・技工料	100	20%	95	100	105%	108	13	114%
3	診療利益	400	80%	380	400	105%	433	53	114%
4	役員給与	100	20%	100	100	100%	100	0	100%
5	人件費	100	20%	100	100	100%	100	0	100%
6	その他経費	100	20%	100	100	100%	100	0	100%
7	経費合計	300	60%	300	300	100%	300	0	100%
8	事業利益	100	20%	80	100	125%	133	53	166%

1. 保険収入の回復

- (1) コロナ禍の2020年は診療収入が前年比約5%の減収見込みとりそうです（2020年）
- (2) 2021年に2019年レベルまで診療収入を回復するためには**前年比5%増**が目標です。
- (3) 診療収入5%増が難しい場合には、経費を5%減額して利益を確保することが必要です。

2. コロナ支援融資金の処理

- (1) コロナ支援融資金については、金利減免、元金の支払据置が図られています。
- (2) その間に、返済めどを立てることが必要です。当面の預金残高を診療収入の4か月分を確保して下さい。それ以上の預金残については期日前返済の検討になります。
- (3) 融資金を約定返済するとその分、利益を増やす必要があります。（4000万円10年返済で月33万円）その場合は、診療収入を**前年比14%**、利益を前年比66%増とする必要があります。

3. コロナ禍での節税対策

- (1) 保険収入の回復、コロナ支援融資金の処理目標により事業利益は2020年比で66%増加することになります。一方、コロナ支援融資金により資金水準は高い状態にあります。
- (2) 個人事業の場合には、倒産防止共済の加入を検討して下さい。
- (3) 医療法人の場合には、創業時役員の退職金支給を検討して下さい。

ドクター会計

慰労金・感染拡大防止支援金実績報告

医療機関の支援を目的とした新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の内、一人 5 万円の医療従事者への慰労金および 1 診療所 100 万円の感染拡大防止支援金について、すでに多くの診療所で申請が完了し、入金されていることと思います。入金後はそれぞれについて実績報告が必要になりますので、こちらの方のお手続きもお忘れないようにお願いします。なお、書類の提出先は国保連合会ではなく、各都道府県になりますので、ご注意ください。

慰労金の実績報告

慰労金が入金され、従業員の方に給付が終わった後、おおむね 1 か月以内に給付実績の報告が必要となります。申請書類としては下記のものがありますが、都道府県によって追加で必要な書類がありますので、ご自身の提出先都道府県の必要書類についてご確認ください。

- ・様式第 7 号 医療機関等が都道府県に提出する慰労金給付にかかる実績報告書
- ・様式第 8 号 医療機関等が都道府県等に慰労金給付に係る実績報告を行う報告様式
(7号と8号は申請時入力エクセルファイルの中に入っています。)
- ・慰労金の給付が確認できる書類（振込票、受領簿等）
- ・10号様式（東京都のみ）、誓約書、役員名簿（千葉県のみ）

感染拡大防止支援金の実績報告

感染拡大防止支援金の申請には、申請日以降の費用を含めた概算交付申請と支出済の費用について申請する精算交付申請の 2 種類があります。この内、国保連合会に申請するのは概算交付申請となっています。概算申請を行った場合には、領収書等の証拠書類等、下記の書類を添付して都道府県に対して実績報告を行う必要があります。また、精算交付申請を行う場合も、申請先は都道府県となります。

- ・様式第 4 号 実績報告書
- ・様式第 5 号 事業実績報告書
- ・領収書、納品書

【添付書類】領収書等交付済 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業									
診療科目 コード (1桁)									施設名称
医療機関名称 (1行) 〒 東京都千代田区千代田 1-1-1					領収書等の合計額				
<small>※記載事項に不備がある場合は、申請受付後、速やかに事務局へお問い合わせください。また、記載事項に不備がある場合は、申請受付後、速やかに事務局へお問い合わせください。</small>									

注意点

- ・概算交付申請額よりも実績額が下回っていた場合には、その差額を返還することになります。
- ・概算申請時と金額の増減があったり、対象経費項目が違っていても申請には支障ありません。
- ・令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの費用が対象ですが、実績報告の提出期限が令和 3 年 3 月 31 日となっている都道府県が多くありますので（埼玉、千葉、茨城等）、実績報告は余裕をもって行ってください。
- ・支払が令和 3 年 3 月 31 日までに終了していても、納品が間に合わない場合は対象外となります。
- ・申請が認められないケースを想定し、多めに実績報告を行うようにしてください。

医療承継

住宅取得等資金の非課税贈与とコロナ

20歳以上の子・孫に対して、住宅取得等のための資金を非課税で贈与できる制度は令和3年12月31日までが期限となっています。契約締結日や住宅の種類に応じて非課税の限度額が異なります。

また、新型コロナウイルスの影響により工期の遅れ等で、取得や入居が遅れる場合は、その取得期限と入居期限が1年延長されています。

<非課税限度額>

① 下記②以外の場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年1月1日～令和2年3月31日	1,200万円	700万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,000万円	500万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	800万円	300万円

② 住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1,200万円	700万円

<新型コロナ影響と取得期限・入居期限>

- 本来の取得期限は贈与を受けた年の翌年の3月15日までに取得。



贈与を受けた年の翌々年の3月15日までに取得（1年延長）

- 本来の入居期限は贈与を受けた年の翌年の12月31日までに入居。



贈与を受けた年の翌々年の12月31日までに入居（1年延長）

上記のように新型コロナ影響に伴う取得期限・入居期限の要件は緩和されていますが、新築・取得等の契約のタイミングにより非課税限度額は異なります。

また、贈与税の申告に関しては、原則として贈与をうけた年の翌年の3月15日までが申告期限となっています。